

2026年9月8日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ル ク レ
代 表 者 名 代表取締役 有 馬 弘 進
(コード番号：648A 東証グロース市場)
問 合 せ 先 執行役員 管理部部長 阿 部 雅 美
(TEL. 03-4500-6700)

自己株式の処分並びに株式売出しに関する取締役会決議のお知らせ

2026年9月8日開催の当社取締役会において、当社普通株式の東京証券取引所グロース市場への上場に伴う公募による自己株式の処分並びに株式売出しに関し、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせ申し上げます。

記

1. 公募による自己株式の処分の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 500,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定 (2026年9月28日の取締役会で決定する。)
- (3) 払 込 期 日 2026年10月14日 (水曜日)
- (4) 募 集 方 法 処分価格 (募集価格) での一般募集とし、野村證券株式会社を引受人として、全株式を引受価額で買取引受させる。引受価額は処分価格 (募集価格) と同時に決定するものとし、引受価額が払込金額を下回る場合は、この公募による自己株式の処分を中止する。
- (5) 処 分 価 格 未定 (募集株式の払込金額決定後、募集株式の払込金額以上の価格で仮条件を提示し、当該仮条件における需要状況等を勘案した上で、2026年10月5日に決定する。)
(募 集 価 格)
- (6) 申 込 期 間 2026年10月6日 (火曜日) から
2026年10月9日 (金曜日) まで
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 株 式 受 渡 期 日 2026年10月15日 (木曜日)
- (9) 前記各項を除くほか、この公募による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。

2. 引受人の買取引受による株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 2,840,000 株
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都千代田区
池田 武史 2,840,000 株
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しとし、野村證券株式会社及び株式会社SBI証券が引受人となり、全株式を引受価額で買取引受する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

3. オーバーアロットメントによる株式売出しの件

- (1) 売出株式の種類及び数 当社普通株式 501,000 株(上限)
- (2) 売出人及び売出株式数 東京都中央区日本橋一丁目13番1号
野村證券株式会社 501,000 株(上限)
- (3) 売 出 方 法 売出価格での一般向け売出しである。
- (4) 売 出 価 格 未定(上記1.における処分価格(募集価格)と同一となる。)
- (5) 申 込 期 間 上記1.における申込期間と同一である。
- (6) 申 込 株 数 単 位 上記1.における申込株数単位と同一である。
- (7) 株 式 受 渡 期 日 上記1.における株式受渡期日と同一である。
- (8) 前記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生が条件となる。また、上記1.の公募による自己株式の処分が中止となる場合、本株式売出しも中止される。

4. 第三者割当による自己株式の処分の件

- (1) 募 集 株 式 の 数 当社普通株式 501,000 株
- (2) 募集株式の払込金額 未定(上記1.における払込金額と同一とする。)
- (3) 申 込 期 日 2026年11月10日(火曜日)
- (4) 払 込 期 日 2026年11月11日(水曜日)
- (5) 割 当 方 法 割当価格で野村證券株式会社に割当てる。なお、割当価格が募集株式の払込金額を下回る場合は、本第三者割当による自己株式の処分を中止する。
- (6) 割 当 価 格 未定(上記1.における引受価額と同一とする。)
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 前記申込期日までに申込みのない株式については、本第三者割当による自己株式の処分を打ち切るものとする。
- (9) 前記各項を除くほか、本第三者割当による自己株式の処分に関し取締役会の決定を要する事項は、今後の取締役会において決定する。
- (10) 上記3.に記載のオーバーアロットメントによる株式売出しが中止となる場合、本第三者割当による自己株式の処分も中止する。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 公募による自己株式の処分及び株式売出しの概要

(1) 募集株式の数及び売出株式数

① 募集株式の数 普通株式 500,000 株

② 売 出 株 式 数 普通株式 引受人の買取引受による売出し 2,840,000 株
オーバーアロットメントによる売出し

501,000 株

(※)

(2) 需 要 の 申 告 期 間 2026 年 9 月 29 日（火曜日）から
2026 年 10 月 2 日（金曜日）まで

(3) 価 格 決 定 日 2026 年 10 月 5 日（月曜日）

（処分価格（募集価格）及び売出価格は、募集株式の払込金額以上の価格で、仮条件における需要状況等を勘案した上で決定する。）

(4) 募 集 ・ 売 出 期 間 2026 年 10 月 6 日（火曜日）から
2026 年 10 月 9 日（金曜日）まで

(5) 払 込 期 日 2026 年 10 月 14 日（水曜日）

(6) 株 式 受 渡 期 日 2026 年 10 月 15 日（木曜日）

(※) 上記のオーバーアロットメントによる売出しは、公募による自己株式の処分並びに引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況を勘案し、野村證券株式会社が行う売出しであります。したがって上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数は上限株式数を示したものであり、需要状況により減少若しくは中止される場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、野村證券株式会社が当社株主である TAK 株式会社（以下、「貸株人」という）から借入れる株式であります。これに関連して、当社は、2026 年 9 月 8 日開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式 501,000 株の第三者割当による自己株式の処分（以下、「本件第三者割当」という。）の決議を行っております。

また、野村證券株式会社は、2026 年 10 月 15 日から 2026 年 11 月 6 日までの間、貸株人から借入れる株式の返却を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る売出株式数を上限（上限株式数）とする当社普通株式の買付け（以下、「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。

野村證券株式会社は、上記シンジケートカバー取引により取得した株式について、当該株式数については、割当てに応じない予定でありますので、その場合には本件第三者割当における割当株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数が減少する、又は自己株式の処分そのものが全く行われない場合があります。また、シンジケートカバー取引期間内においても、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わないか若しくは上限株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 今回の公募による自己株式の処分による自己株式数の推移

現在の自己株式数	1,850,000株
公募による自己株式の処分株式数	500,000株 (注)
公募による自己株式の処分後の自己株式数	1,350,000株

(注) 今回の公募による自己株式の処分に当たり、発行済株式総数は変動いたしません。

3. 今回の第三者割当による自己株式の処分による自己株式数の推移

公募による自己株式の処分後の自己株式数	1,350,000株
第三者割当による自己株式の処分株式数	501,000株 (注)
第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数	849,000株

(注) 第三者割当による自己株式の処分株式数及び第三者割当による自己株式の処分後の自己株式数は、上記「4. 第三者割当による自己株式の処分の件」の募集株式数の全数に対して、野村證券株式会社から申し込みがあり、自己株式の処分がなされた場合の数値であります。

4. 増資資金の使途

今回の公募による自己株式の処分における手取概算額 621,600 千円(*)は、第三者割当による自己株式の処分の手取概算額上限 626,851 千円(*)と合わせて、運転資金として①採用費及び人件費、②AI 技術及びシステム開発費、③オフィス増床費用のうち賃料の増額分及び④販売促進費に、設備資金として③オフィス増床費用のうち工事費用に充当する予定であります。具体的な資金使途及び充当期は以下のとおりであります。

① 採用費及び人件費

記録 DX プラットフォーム事業の持続的な成長および体制強化のため、プロダクトマネージャーや AI エンジニアを中心とした事業拡大を支える優秀な IT 人材の採用費、セールス・カスタマーサクセスや管理体制強化の増員に伴う人件費に 482,000 千円 (2027 年 9 月期 25,000 千円、2028 年 9 月期 145,000 千円、2029 年 9 月期 312,000 千円) を充当する予定であります。

② AI 技術及びシステム開発費

当社が中期経営計画において推進する、施工記録領域におけるクラウド移行の加速、成長記録領域のプラットフォーム強化、及び新規記録領域 (2026 年 6 月にサービスを開始した整備記録 AI クラウド「AITURBO」等) への展開を目的として、記録特化型 AI「RecAI」やクラウド基盤の更なる研究開発、機能追加、既存ユーザーインターフェース (UI/UX) の改良、並びにセキュリティ・クラウド基盤の強化等に 283,451 千円 (2027 年 9 月期 60,000 千円、2028 年 9 月期 104,000 千円、2029 年 9 月期 119,451 千円) を充当する予定であります。

③ オフィス増床費用

人員増加に伴う本社オフィスの増床の費用に 249,000 千円を充当する予定であります。その内訳は、運転資金として増床に伴う賃料の増額分 189,000 千円 (2027 年 9 月期 63,000 千円、2028 年 9 月期 63,000 千円、2029 年 9 月期 63,000 千円)、設備資金として増床に伴う工事費用 60,000 千円 (2027 年 9 月期) であります。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

④ 販売促進費

新規顧客の獲得およびサービス認知度向上を目的とした Web 広告、新規領域・新サービス認知拡大のためのプロモーションに要する販売促進費に 234,000 千円（2027 年 9 月期 55,000 千円、2028 年 9 月期 66,000 千円、2029 年 9 月期 113,000 千円）を充当する予定であります。

なお、具体的な充当期間までは、安全性の高い金融商品等で運用する方針であります。

*有価証券届出書提出時における想定発行価格 1,360 円を基礎として算出した見込額であります。

5. 株主への利益配分

(1) 利益配分の基本方針

当社は『「記録」で世界をアップデートする。』というミッション達成のため、当社の経営基盤を強固なものにするべく内部留保を確保すると同時に、業績の動向を踏まえつつ、株主への利益還元についても行っていくことが基本的な方針であります。

(2) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の拡大発展と効率化の実現のための資金として、有効に活用して参ります。

(3) 今後の株主に対する利益配分の具体的増加策

当社は、事業の成長段階にあることから、当面は成長投資と経営基盤の強化のための内部留保の確保を優先しつつ、業績の動向を踏まえて安定的な配当の継続を図ることを基本としております。基準日が 2026 年 9 月期（第 32 期）に属する剰余金の配当につきましては、前期同様、1 株当たり 8 円の配当を行う方向で検討しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(4) 過去の3決算期間の配当状況

	2023 年 9 月 期	2024 年 9 月 期	2025 年 9 月 期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	△10,955.28 円	6.47 円	29.55 円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株 当 たり 中 間 配 当 額)	8,000.00 円 (ー 円)	8,000.00 円 (ー 円)	8,000.00 円 (ー 円)
実 績 配 当 性 向	ー %	123.64 %	27.07 %
自 己 資 本 当 期 純 利 益 率	ー %	11.42 %	44.33 %
純 資 産 配 当 率	11.96 %	14.12 %	12.00 %

- (注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
2. 自己資本当期純利益率は、当期純利益を自己資本(期首・期末の平均)で除した数値であり、純資産配当率は配当総額を純資産(期首・期末の平均)で除した数値であります。
3. 当社は、2026年7月1日付で株式1株につき1,000株の株式分割を行っておりますが、2024年9月期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。
4. 上記3.の株式分割に関連して、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)』の作成上の留意点について」(平成24年8月21日付東証上審第133号)に基づき、2023年9月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。なお、2023年9月期の数値(1株当たり配当額については全ての数値)については、太陽有限責任監査法人の監査を受けておりません。

	2023 年 9 月 期	2024 年 9 月 期	2025 年 9 月 期
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又 は 1 株 当 たり 当 期 純 損 失 (△)	△10.95 円	6.47 円	29.55 円
1 株 当 たり 配 当 額 (1 株 当 たり 中 間 配 当 額)	8.00 円 (ー 円)	8.00 円 (ー 円)	8.00 円 (ー 円)

6. ロックアップについて

上記1.の公募による自己株式の処分並びに上記2.の引受人の買取引受による株式売出しに関連して、貸株人であるTAK株式会社並びに当社株主である有馬弘進、渋谷充宏、池田恭子、野村絵里奈、東哲、阿部雅美、鳶崎香織、石倉麻里奈及びその他7名並びに当社の新株予約権者である横田弘通及びその他16名は、野村證券株式会社に対し、元引受契約締結日から上場(売買開始)日(当日を含む)後180日目の2027年4月12日までの期間(以下「ロックアップ期間」という。)中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、元引受契約締結日に保有する当社普通株式(当社新株予約権を含む。)の売却等(ただし、上記2.の引受人の買取引受による株式売出し、上記3.のオーバーアロットメントによる株式売出しのために当社普通株式を貸し渡すこと等を除く。)を行わない旨合意しております。

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書(及び訂正事項分)」をご覧くださいの上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社普通株式の発行、当社普通株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社普通株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、上記 1. の公募による自己株式の処分、株式分割、ストックオプションとしての新株予約権の発行及び上記 3. のオーバーアロットメントによる株式売出しに関連し、2026 年 9 月 8 日開催の当社取締役会において決議された野村證券株式会社を割当先とする第三者割当等を除く。）を行わない旨合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はその裁量で当該合意の内容を一部若しくは全部につき解除できる権限を有しております。

7. 配分の基本方針

販売に当たりましては、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、公平かつ公正な販売に努めることとし、自社で定める配分に関する基本方針及び社内規程等に従い、販売を行う方針であります。配分に関する基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認下さい。

（注）「5. 株主への利益配分」における今後の利益配分に係る部分は、一定の配当などを約束するものでなく、予想に基づくものであります。

以 上

ご注意：この文章は一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的に作成されたものではありません。投資を行うに際しては、必ず当社が作成する「自己株式の処分並びに株式売出届出目論見書（及び訂正事項分）」をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。